

S B I ジャパンネクスト証券の商号変更に伴う  
「業務方法書の取扱い」の一部改正について

I. 改正趣旨

S B I ジャパンネクスト証券株式会社が商号変更を行うことに伴い、「業務方法書の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- ・ 「S B I ジャパンネクスト証券株式会社」の表記を「ジャパンネクスト証券株式会社」に改める。

(備 考)

- ・ 業務方法書の取扱い第2条、第3条

III. 施行日

2020年4月1日から施行する。

以 上

## 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定市場開設者)</p> <p>第2条 業務方法書第3条第2項第1号に基づき当社が指定する指定市場開設者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>ジャパンネクスト証券株式会社</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(清算対象取引)</p> <p>第3条 業務方法書第3条第2項第1号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>ジャパンネクスト証券株式会社</u></p> <p>次のaからjまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからjまでに定める取引(過誤訂正等のための売買を含む。)</p> <p>a～j (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(指定市場開設者)</p> <p>第2条 業務方法書第3条第2項第1号に基づき当社が指定する指定市場開設者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>SBIジャパンネクスト証券株式会社</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(清算対象取引)</p> <p>第3条 業務方法書第3条第2項第1号に定める取引に係る清算対象取引は、次の各号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における当該各号に定める有価証券の売買とする。この場合における用語の意義は、当該各号に掲げる指定市場開設者が定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>SBIジャパンネクスト証券株式会社</u></p> <p>次のaからjまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該aからjまでに定める取引(過誤訂正等のための売買を含む。)</p> <p>a～j (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～11 (略)</p>